



# 島 根 県 報

平成21年 1 月 23 日 (金)

## 第 2,053 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【告 示】**

土地改良区の役員の就任	(農 村 整 備 課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(       "       )	2
保安林予定森林 (3件)	(森 林 整 備 課)	2
都市計画事業変更の認可	(都 市 計 画 課)	3
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	4

**【正 誤】**

平成15年10月17日付け島根県報第1,514号中	(道 路 維 持 課)	5
平成19年 3 月 23 日 付 け 島 根 県 報 号 外 第 20 号 中	(       "       )	6
平成20年12月16日付け島根県報号外第160号中	(       "       )	6
平成21年 1 月 13 日 付 け 島 根 県 報 第 2,050 号 中	(       "       )	6

---

**告 示**

---

**島根県告示第39号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年 1月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

安来市土地改良区

**1 就任した役員の氏名及び住所**

理事

大櫃 和則 安来市東赤江町338番地

**2 就任年月日**

平成20年12月 7日

---

**島根県告示第40号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を平成21年 1月15日付けで認可した。

平成21年 1月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

**島根県告示第41号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 1月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 保安林予定森林の所在場所**

邑智郡美郷町内田241-1、243-2、243-3、245-3、惣森5、447-2、京覧原365、438-1、591

**2 指定の目的**

水源のかん養

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。**

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第42号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 1月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

益田市赤雁町ロ28-2、ロ358-1、ロ358-2、ロ359-1、ロ359-2、ロ360からロ362まで、ロ734-1、ロ734-2、ロ734-6、ロ913

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第43号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 1月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

大田市富山町才坂字芦谷1828-1、1829、1857、1870、1871、1875、1876、1877-2

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

富山町才坂字芦谷1829、1857、1870、1875、1876、1877-2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第44号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年 1月23日

- 1 施行者の名称  
出雲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成14年島根県告示第868号出雲都市計画道路事業3・4・7号上成新町線
- 3 事業施行期間  
平成14年9月27日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし

島根県告示第45号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成19年島根県告示第134号）の一部を次のように改正し、平成21年1月23日から施行する。

平成21年1月23日

表益田市の項中

	木造2階建	平成19	0.95
--	-------	------	------

を

に改める。

	木造2階建	平成19	0.95
	木造2階建	平成20	0.95

**正 誤**

平成15年10月17日付け島根県報第1,514号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ペ  
ー  
ジ

5

の 七 示 島  
表 十 第 根  
中 二 八 県  
号 百 告  
箇 所

後		前
B	A	A
一〇・〇〇〇 一五・〇〇〇	五・〇〇〇 八・〇〇〇	五・〇〇〇 八・〇〇〇
五七・〇〇〇	六二・〇〇〇	六二・〇〇〇
川本土 木建築 事務所		
ダブルウェイ	上記のA及びBは 関係図面に表示す る区分をいう。	”

誤

後	前
一六・〇〇〇 二六・〇〇〇	五・〇〇〇 八・〇〇〇
五七・〇〇〇	六二・〇〇〇
川本土 木建築 事務所	
拡幅	”

正

平成19年3月23日付け島根県報号外第20号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所
1	島根県告示第238号の表中

誤

前	A	5.00～ 8.00	62.00	県央県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。  道路改良工事  拡幅  ダブルウェイ
	B	10.00～ 15.00	57.00		
後	A	5.00～ 8.00	62.00		
	B	11.00～ 21.00	57.00		

正

前	16.00～ 26.00	57.00	県央県土整備事務所	道路改良工事
後	16.00～ 26.00	57.00		一部拡幅

平成20年12月16日付け島根県報号外第160号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所
2	島根県告示第976号の表中

誤

邑智郡美郷町湯抱377番1地先から同550番7地先まで

正

邑智郡美郷町湯抱377番4地先から同550番7地先まで

平成21年1月13日付け島根県報第2,050号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所
2	島根県告示第13号の表中

誤

雲南市大東町下分10番1地先から同町大東84番3地先まで

正

雲南市大東町大東下分10番1地先から同町大東84番3地先まで